

別表1

## 町が整備する公共建築物の木造化推進基準

建築物の用途	建築物の規模(1棟当たりの延べ面積)				木材の使用条件
	3,000㎡以下			3,000㎡超 【各建築物共通】	
	高さ13m以下かつ 軒高9m以上	高さ13m超または軒高9m超			
		2階建て以下	3階建て		
学校	3階建て以下のものは、木造(用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上、又は3階を用途に供するものは準耐火建築物)とする。	必要な防火措置を行い木造(用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上のものは準耐火建築物)とする。	必要な防火措置を行い木造(準耐火建築物)とする。	3階建て以下のものは、延焼を防止する防火壁等で有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ3,000㎡以内とする措置や、必要な防火措置を行い木造とする。	次の全ての条件を満たすこと。 ①合法性又は持続可能性が証明された木材 ②地域材(北海道内の森林から産出され、道内で加工されたことが証明された木材) ③JAS製品 ただし、道内に加工施設がなく地域材を原材料とする製品の入手が困難な場合や特殊な用途に用いる製品を必要とする場合等はこの限りでない。
保健福祉施設 (保健所、児童福祉施設等)	2階建て以下のものは、木造(2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物)とする。	必要な防火措置を行い木造(2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物)とする。	—	※2階建て以下で、2階部分が200㎡未満のものに限る。	
医療施設(病院、診療所等)	入院施設あり	2階建て以下のものは、木造とする。	必要な防火措置を行い木造とする。	※2階建て以下のものに限る。	
入院施設なし	2階建て以下のものは、木造とする。	必要な防火措置を行い木造とする。	—	※2階建て以下のものに限る。	
運動施設 (体育館等)	3階建て以下のものは、木造(用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上、又は3階を用途に供するものは準耐火建築物)とする。	必要な防火措置を行い木造(用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上のものは準耐火建築物)とする。	必要な防火措置を行い木造(準耐火建築物)とする。	—	
社会教育施設 (美術館等)	3階建て以下のものは、木造(用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上、又は3階建てのものは準耐火建築物)とする。	必要な防火措置を行い木造(用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上のものは準耐火建築物)とする。	必要な防火措置を行い木造(準耐火建築物)とする。	—	
集会場	2階建て以下で客席が200㎡未満のものは、木造とする。	客席が200㎡未満のものは、必要な防火措置を行い木造とする。	—	※2階建て以下で客席が200㎡未満のものに限る。	
道営住宅 職員住宅	3階建て以下のものは、木造(2階部分が300㎡以上のもの、又は3階を用途に供するものは準耐火建築物)とする。	必要な防火措置を行い木造(2階部分が300㎡以上のもの、又は3階を用途に供するものは準耐火建築物)とする。	—	—	
庁舎、研修所 交番・駐在所	3階建て以下のものは、木造とする。	必要な防火措置を行い木造とする。	必要な防火措置を行い木造(準耐火建築物)とする。	—	
宿泊施設 (研修宿泊所等)	2階建て以下のものは、木造(2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物)とする。	必要な防火措置を行い木造(2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物)とする。	—	※2階建て以下のものに限る。	
倉庫	3階建て以下で3階部分の床面積の合計が200㎡未満のものは、木造(1,500㎡以上のものは準耐火建築物)とする。	—	—	※3階部分は200㎡未満のものに限る。	

(1) 第6の1(再掲) 本表の適用に当たっては、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。

(2) 建築基準法に基づく所定の防火措置を講じるものとする。

(3) 建築物の規模のうち3,000㎡超の取扱いは各建築物共通とし、建築物の用途によって取扱いが異なる部分は斜体の文字で示すとおりとする。